

宇部市日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項及び宇部市日中一時支援事業所の指定に関する要綱（平成30年4月1日施行。以下「指定要綱」という。）に規定する日中一時支援事業の人員、設備及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 日中一時支援事業を利用する障害者及び障害児
- (2) 利用者等 利用者又は保護者
- (3) 指定事業所 日中一時支援事業を行うために、指定要綱第2条により指定の決定を受けた指定日中一時支援事業所
- (4) 事業者 宇部市日中一時支援事業を行う者

(基本方針)

第3条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としたものでなければならない。

第2章 人員に関する基準

(管理者)

第4条 事業者は、指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定によるほか、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内に限らず、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(サービス管理責任者)

第5条 事業者は、指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤のサービス管理責任者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）に該当する者とする。ただし、この要件を満たすことが難しい場合は、他の指定障害福祉サービス事業所から必要な技術的支援を受けている指定事業所に限り、厚生労働省が定めるサービス管理責任者又は児童発達管理責任者の

実務経験内容及び必要年数を満たす者でも可とする。

(従業者)

第6条 事業者が、指定事業所ごとに置くべき従業者は、生活支援員又は介護福祉士、保育士、看護師、精神保健福祉士等の有資格者とする。

2 生活支援員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。

3 事業者が指定事業所ごとに置くべき従業者の総数は、提供を行う時間帯を通じて専ら日中一時支援の提供に当たる従業者が、次の各号のとおり確保されていることとする。

(1) 利用者の数が10人以下の場合は、1人以上

(2) 利用者の数が11人以上の場合は、1人に、利用者の数が10人を超えて10又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

4 従業者は常勤を原則とするが、指定事業所の管理上支障がない場合には、非常勤職員を充てることができる。

5 従業者は専任を原則とするが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3章 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定事業所は、日中一時支援を実施するために必要な広さを有する部屋、相談室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備、備品等を備えなければならない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業者は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービス提供の開始に際しては、事前に利用者等に対し、第23条に規定する運営規程の概要及び従業者の勤務体制その他の利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用者等の同意を得なければならない。

(契約支給量)

第9条 事業者は、サービスを提供するときは、当該サービスの内容、利用者に提供することを契約した契約支給量その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第11条 事業者は、サービスの利用について市にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、指定事業所の通常の日中一時支援事業の実施地域（当該指定事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用者等に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(地域生活支援給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 事業者は、日中一時支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに日中一時支援の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、日中一時支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援給付費等の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 事業者が、サービスを提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第17条 事業者は、サービスを提供した際は、利用者等からサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等から当該サービスに係る費用の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（世帯の所得区分が「一般2」）

(2) 食材料費に相当する額（世帯の所得区分が「生保」「低所得」「一般1」）

(3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者

等に負担させることが適当と認められるもの

- 4 事業者は、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業者は、サービスの提供に当たって、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(日中一時支援の基本的取扱方針)

第18条 日中一時支援は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 従業者は、日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日中一時支援の具体的取扱方針)

第19条 日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 事業者は、必要があるときは、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業者は、その利用者に対して、利用者等の負担により、当該従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。
- 4 事業者は、利用者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条 従業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者等に関する市への通知)

第21条 事業者は、日中一時支援を受けている利用者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者及びサービス管理責任者の責務)

第22条 管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス管理責任者は、指定事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調

整、 従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第23条 事業者は、指定事業所ごとに、次の各号に掲げる日中一時支援事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 日中一時支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) サービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の日中一時支援事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) サービス提供記録の保存（5年保存）
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 日中一時支援事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決のための措置に関する事項
- (14) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第24条 事業者は、利用定員を超えることとなる数の利用者に対して同時に日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第25条 事業者は、利用者に対し、適切な日中一時支援を提供できるよう、指定事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって日中一時支援を提供しなければならない。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中一時支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。この場合において、同一の事業者によって設置される他の事業所、施設等と一体的に業務継続計画を策定することは差し支えない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。この場合において、同一の事業者によって設置される他の事業所、施設等と一体的に研修及び訓練を実施するこ

とは差し支えない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画には、次の各号に掲げる項目等を記載しなければならない。この場合において、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することは差し支えない。

(1) 感染症に係る業務継続計画

ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

イ 初動対応

ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(2) 災害に係る業務継続計画

ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）

イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

ウ 他施設及び地域との連携

(衛生管理等)

第27条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該指定事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 当該指定事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しなければならない。この場合において、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練と一体的に実施することは差し支えない。

(非常災害対策)

第28条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員等に周知しなければならない。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(協力医療機関)

第29条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(提示)

第30条 事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、

かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による
掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第31条 事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の
生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他
利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならな
い。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しな
ければならない。

3 事業者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施し
なければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り
得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知
り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら
ない。

3 事業者は、他の事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あ
らかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第33条 事業者は、サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用する
ことができるように、当該指定事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供
を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又
は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第34条 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、
利用者等に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上
の利益を供与してはならない。

2 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者等を紹
介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第35条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ
適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措
置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなけ
ればならない。

3 事業者は、その提供したサービスに関し、市が行う報告若しくは文書その他の
物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設

備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(虐待の防止)

第37条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(2) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。但し、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(記録の整備)

第39条 事業者は、次に掲げるサービスに関する諸記録を整備しておかなければならない。

(1) サービスの提供の記録

(2) 重要事項説明書

(3) 契約書

(4) 勤務表

(5) 従業者の誓約書

(6) 同意書

(7) 苦情に関する記録

(8) 事故に関する記録

(9) 領収書の控え

(10) 指定要綱第6条第3項に規定する利用者への通知に係る記録

(11) 設備、備品に関する記録

(12) 会計に関する記録

(13) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(14) 業務継続計画に関する記録

(15) 身体拘束等の記録

- 2 事業者は、前項の諸記録に関して、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この基準は、令和元年5月1日(2019年5月1日)から施行する。
 - 3 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- (2)この基準の施行の日から令和7年9月30日までの間、第26条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」と、「記載しなければ」とあるのは「記載するよう努めなければ」とする。